



市章

大津市公報

平成24年12月12日
号外(第55号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則	
119 大津市附属機関設置条例の一部の施行期日を定める規則.....	1
120 大津市庁舎整備計画検討委員会規則.....	1

規 則

大津市附属機関設置条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。
平成24年12月12日

大津市長 越 直 美

大津市規則第119号

大津市附属機関設置条例の一部の施行期日を定める規則

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)附則ただし書に規定する規定の施行期日は、平成24年12月20日とする。

大津市庁舎整備計画検討委員会規則を公布する。
平成24年12月12日

大津市長 越 直 美

大津市規則第120号

大津市庁舎整備計画検討委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号。以下「条例」という。)第2条の規定に基づき、大津市庁舎整備計画検討委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。
現庁舎の敷地を活用した次に掲げる庁舎の整備手法について調査し、及び検討すること。

ア 現庁舎の建替えによる庁舎の整備

イ 現庁舎の敷地に隣接する国有地を含めた敷地における庁舎の整備

前号の検討結果に基づき、機能性、経済性等の観点から庁舎の整備手法について審議すること。

前2号に掲げるもののほか、庁舎の整備計画を策定するために必要な事項について調査審議すること。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から市長に対する答申を行う日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策調整部企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成24年12月20日から施行する。